

契約に関する心配事やトラブルは

消費生活センターに相談しましょう

ぜひご家族で
ご覧ください



商品・サービスの契約に関して疑問や心配な点があるときや、消費者トラブルにあってしまったときは、消費生活センターにご相談ください。専門の相談員がアドバイスや問題解決に向けたお手伝いをします。

消費生活相談の流れ

- 1 まずはお電話でご相談ください。**
原則としてご本人からご相談ください。
相談の前に、お住まいの区・お名前・性別・年代・連絡先などを伺います。匿名での相談も可能です。
- 2 相談員が相談内容を聞き取ります。**
契約書等の関係書類、契約の経緯などを整理し、お手元にご用意いただくと、相談がスムーズに進みます。
※聞き取りの結果、必要があれば来所での相談になります。
- 3 聞き取り内容などから状況を整理し、情報提供や助言を行いながら、問題解決に向けたお手伝いをを行います。**

●電話 月～土曜日 9:00～16:30

相談専用電話 ☎043-207-3000

●インターネット
24時間受付

詳細はホームページを
ご覧ください。



千葉市 インターネット 消費生活相談 🔍

※電話相談は、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。
※いずれも、千葉市在住・在勤・在学の方が対象です。事業者の方からの相談はお受けできません。

消費生活センターでは、学校と連携して消費者教育に取り組んでいます。

消費者トラブルにあわないためにも、18歳になる前からの消費者教育が重要となります。契約に関する知識やルールを学び、身に付けておくことが大切です。

- 学校での消費生活講座の実施や授業のサポート
- 消費者教育ポスター展の実施
- 消費者教育教材の作成
- 小学生向け夏休み講座の開催
- 職場体験の受け入れ
- 大学生のワークショップ など



この他にも、地域の皆様を対象に講座・講演会を実施しています。市政だよりやホームページなどでお知らせしますので、ぜひご参加ください。

講座・講演会

生活に身近なテーマについて、専門家による講座・講演会を開催しています。開催情報は、市政だよりやホームページなどでお知らせします。



くらしの巡回講座

学校での講座のほか、自治会の集まりや地域の催し、会社の社員研修など、ご要望に合わせて講師が伺い講座を開催します。

- 開催条件 市内在住・在勤・在学の方が参加する15人以上の集まりであること
 - 実施日 ご相談ください。(12月29日～1月3日は除きます。)
 - 講座内容 悪質商法の手口とその対処法、製品事故に関する豆知識 など
 - 実施時間 9:00～17:30のうち、30分～120分(内容により異なります。)
- ※開催希望日の2か月前までにお申し込みください。

詳しくは、消費者教育班
☎207-3602へお問い合わせください。ホームページも、ご覧ください。



情報紙の発行

暮らしの情報いずみ

最新の悪質商法の手口や対処法、暮らしに役立つ情報や講座の案内などを掲載しています。

区役所・図書館・商業施設などで配布しています。ホームページでもご覧になれます。



暮らしの情報いずみ 🔍

消費者被害注意報

高齢者や障害者の見守りに役立つ消費者被害の情報を掲載しています。



消費者被害注意報 🔍

財源確保のため広告を掲載しています。なお、広告内容などは千葉市が推奨するものではありません。

毎号約46万部発行の
「ちば市政だより」に **広告を掲載** しませんか？

各世帯に **ポスティング** により配布するほか、市内公共施設にも配架しています。

お問合せは
こちらまで

※広告内容につきましては「千葉市広告掲載要綱」及び「千葉市広告掲載基準」を遵守し、あらかじめ千葉市の審査が必要となります。

株式会社キョウエイアドインターナショナル
東京都千代田区幸町2-2-3 日比谷国際ビル 17F/TEL:03-5860-9467

お問合せ先
メール: contact@kyoeiad.co.jp
FAX: **03-5860-9469**

常光閣
じょうこうかく

お掃除の
いらない

**お室内の
墓**

当日埋葬可
霊安室完備
宗教不問

お線香に火がつけられ、
ソファで
ゆっくりお参りができます

詳しくはインターネットでご覧いただけます 常光閣 🔍

千葉モノレール「作草部駅」から徒歩2分!

0120-03-5005 ☎
千葉県中央区弁天4-9-1 経営主体/宗教法人 本敬寺 納骨堂経営許可番号/第12-1号